

島根県報

号外第六六号

平成十四年五月二十八日

(火曜日)

監査公表

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

目 次

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第二百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により実施した平成十二年度会計に係る定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県教育委員会教育長から通知があったので、同条第十二項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十四年五月二十八日

島根県監査委員 上 代 義 郎

同 岡 本 昭 二

同 品 川 卯 一

同 生 田 洋 一

第1 監査委員の報告日

平成14年 2月19日

第2 教育委員会教育長から通知のあった日

平成14年 3月29日

第3 指摘事項に対する教育委員会教育長の措置の内容

1 指摘事項

(1) 教育委員会

○指摘の内容

ア 納入の通知事務が適当でないもの

① 電柱敷地使用料の行政財産目的外使用許可に係る使用料及び公衆電話の行政財産目的外使用許可に係る経費負担の収入について、地方自治法第231条に規定する調定がなされておらず、納入通知書も発行されていなかった。(矢上高等学校)

② 公衆電話及び自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る経費負担の収入について、地方自治法第231条に規定する調定がなされておらず、納入通知書も発行されていなかった。(津和野高等学校)

イ 支払事務が適当でないもの

旅費の支出について、旅費の調整がなされてなく、支払額を誤っているものがあつた。(浜田養護学校)

○措置の内容

ア ① 電柱敷地の行政財産目的外使用許可に係る使用料及び公衆電話の行政財産目的外使用許可に係る経費負担の収入については、地方自治法及び同施行令に基づき、速やかに収入調定を行うとともに、該当者に対し納入通知書を発行したところ、収入が完了した。

② 公衆電話及び自動販売機の行政財産目的外使用許可に係る経費負担の収入については、地方自治法及び同施行令に基づき、速やかに収入調定を行うとともに、該当者に対し納入通知書を発行したところ、収入が完了した。

イ 旅費の支出について再確認を行い、日当の未調整分について速やかに収入調定を行うとともに、該当者に対し納入通知書を発行したところ、戻入が完了した。